

財 関 第 960 号
平成 26 年 9 月 24 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

ロシア連邦に対する武器及び軍事用途の汎用品の輸出制限の厳格化に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえ、国際的な平和及び安全維持を図るとともに、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、我が国としてロシア連邦を仕向地とする武器及び軍事用途の汎用品の輸出制限を厳格化することが決定され、本日（9月24日）、「ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化及びロシア連邦の特定銀行等による証券の発行等の禁止措置について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、経済産業省は、ロシア連邦を仕向地とする武器及び軍事用途の汎用品の輸出制限を厳格化するため、新たな通達として「ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化について」（平成26年9月24日付け公布・施行）を制定するとともに、既存の通達である「包括許可取扱要領」、「輸出貿易管理令の運用について」、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」を一部改正（平成26年9月24日付け公布、平成26年10月1日付け施行）することとしている。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、審査に際して、通関関係書類等により経済産業省の輸出許可の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本厳格化措置の実効を確保されたい。

(別紙)

経 済 産 業 省

20140916貿局第1号
平成26年9月24日

財務省関税局長

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化について」の制定等について

上記の件について、別紙のとおり公布致しましたので、税関においても本件の趣旨を踏まえ、当省と連携の上、御対応方よろしく御願ひ致します。

経 済 産 業 省

20140916 貿局第1号
輸出注意事項26第29号
経済産業省貿易経済協力局

「ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化について」を制定する通達を次のように定める。

平成26年9月24日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化について

今般、ウクライナ情勢の更なる悪化を背景に、ロシア連邦に対する追加的な措置について、9月24日に閣議了解されました。（（参考）参照）

1 措置の背景

ウクライナでは、ロシア連邦からの武器や戦闘員の流入、越境砲撃、ロシア連邦軍のウクライナ領土への侵入といった行動の結果、東部情勢の更なる不安定化が生じております。このような力による現状変更の試みはウクライナの主権と領土の一体性に対する重大な侵害であり、法の支配を重視する我が国として看過することはできないとの立場にあります。

2 措置内容

上記背景を踏まえ、今般、ロシアを仕向地とする武器の輸出及び武器技術の提供、並びに軍사용途の汎用品の輸出及び当該汎用品に係る役務の提供については、許可申請があった場合には、本閣議了解を踏まえ、経済産業省は許可を行わないこととなりました。

ここでいう「武器」とは、「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」を、「武器技術」とは、「武器の設計、製造又は使用に係る技術」を指します。また、「軍사용途」とは、

上記「武器」の開発、製造、使用又は貯蔵を指し、「汎用品」とは、同令別表第一に掲げる貨物のうち、上記の「武器」及び同表中16の項に該当する貨物を除くものを、「当該汎用品に係る役務」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表に掲げる技術のうち、上記の「武器技術」及び同表中16の項に該当する技術を除くものを指します。

また、本措置を確実に実施するために、別途公布する包括許可取扱要領等の改正により、特別一般包括許可の範囲を変更します。

附 則

この通達は、平成26年9月24日から施行する。

(以上)

(参考)

ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化及びロシア連邦の特定銀行等による証券の発行等の禁止措置について

平成26年9月24日

閣議了解

ウクライナでは、ロシア連邦からの武器や戦闘員の流入、越境砲撃、ロシア連邦軍のウクライナ領土への侵入といった行動の結果、東部情勢の更なる不安定化が生じた。このような力による現状変更の試みはウクライナの主権と領土の一体性に対する重大な侵害であり、法の支配を重視する我が国として看過することはできない。

政府は、このようなウクライナをめぐる現下の情勢を踏まえ、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講じた措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、次の措置を講ずることとする。

(1) 以下の場合においては、同法に基づく経済産業大臣の許可は行わない。

- ① ロシア連邦を仕向地とする武器の輸出及び武器技術の提供
 - ② ロシア連邦を仕向地とする軍事用途の汎用品の輸出及び当該汎用品に係る役務の提供
- (2) ロシア連邦の特定銀行（別添）等による証券の発行等の禁止

(別添) 証券の発行等の禁止措置の対象として指定する団体

5団体

1 ズベルバンク

Sberbank

2 対外貿易銀行

VIB Bank

3 対外経済銀行

Bank for Development and Foreign Economic Affairs

4 ガスプロムバンク

Gazprombank

5 ロシア農業銀行

Russian Agricultural Bank

指定日：平成26年9月24日

(以上)

経 済 産 業 省

20140916 貿局第1号
輸出注意事項26第32号
経済産業省貿易経済協力局

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように定める。

平成26年9月24日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成26年10月1日から施行する。

経 済 産 業 省

20140916 貿局第1号
輸出注意事項26第30号
経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成26年9月24日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通達は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この通達の施行前に改正前の通達の規定に基づき行われた許可申請であって、この通達の施行時点で許可するかどうかが決定的でないものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

経 済 産 業 省

20140916貿局第1号
輸出注意事項26第31号
経済産業省貿易経済協力局

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成26年9月24日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
（施行期日）

1 この通達は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通達の施行前に改正前の通達の規定に基づき行われた許可申請であって、この通達の施行時点で許可するかどうかが決定的でないものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

